

条 例

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十七年七月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第四十号

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例（平成十五年埼玉県条例第百二号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による廃止前の電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例第二条第一項及び第三条第一項に規定する手数料であつて、この条例の施行の日においてまだ納付されていないものについては、なお従前の例による。

（知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部改正）

3 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

別表中第百十四項を削り、第百十五項を第百十四項とする。